

## 提案団体からの見解について補足説明

- 職業能力開発校と専修学校を同等と主張することについて、例えば、自動車整備士養成施設は国の「自動車整備士養成施設等の基準」に基づくものであり、2級自動車整備士養成課程のある職業能力開発校と専修学校とでは、指導内容や施設の設備等は同等である。
- このように職業能力開発校は、設備及び編制等において既に入管法別表1の4に掲げられている専修学校と同等と認められるため、職業能力開発校入校者に「留学」を付与していただきたい。
- さらに、本提案は「経済財政運営と改革の基本方針2021」に掲げる「外国人材の受入」により、地方の中小企業の人材確保が図られ、「活力ある中堅・中小企業等の創出」を通じた「活力ある地方創り」への貢献も期待できることから、国の方向性と一致している。
- なお、本県の職業能力開発校修了者（2年課程）は、職業能力開発短期大学校や職業能力開発大学校専門課程と同等のカリキュラムを修了したと認められ、職業能力開発大学校応用課程に編入が許可されている。
- 上記のように編入が認められていることから職業能力開発校が専修学校と設備及び編制等で同程度とみなせると考える。
- 仮に、専修学校と同程度とみなせないとした場合であっても、本県としては、制度改正により、出入国管理及び難民認定法別表第一の四に掲げる教育機関の対象を拡大すべきと考えるが、それができない理由、また拡大することによる支障を明確にお示しいただきたい。
- また、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に関する主張については、県の職業能力開発校において、プログラミング、自動車整備等を実施するなど、修了生は一定水準以上の専門的知識を習得しており、またその知識を必要とする業務に従事している。
- 職業能力開発校と専修学校では、修了者の取得可能な資格が同等の場合が多く、習得する専門的知識も同程度と考えられることから職業能力開発校修了者について、専修学校修了者と同等に評価し「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を付与できると考える。

## 管理番号 137 補足資料

### ①学校の申請内容の簡略化について

芸術家の派遣事業(学校公募型)における様式4の②被派遣者欄における、採択に直接関係のない項目とは、生年月日、性別、職業、専門分野に係る賞歴、活動実績などである。募集要項には、講師の経歴等に関する条件は示されておらず、採択が決定する前の段階で先述の詳細な個人情報について学校が講師に聞き取りを行うことの負担感は大きい。また、様式4に関連する様式2～3の項目等についても、経費の申請・支払事務の完結等を踏まえ、記載項目の見直しを御検討いただきたい。

### ②事務局と被派遣者間での経費の申請・支払事務の完結について

令和4年度芸術家の派遣事業(学校公募型)募集要項で、複数校により連続行程を組み実施を希望する場合、様式4-Bを作成し、代表校1校に旅費をまとめて計上することが可能となった。旅費計上しない学校は負担軽減の可能性はあるが、他校分の経費積算を行う代表校の負担は増すと考える。

### ③申請・報告のワンストップ化

推薦順位付けを希望する都道府県の個別対応について、あらかじめ都道府県の順位付けの希望があるかどうかのみメール等で把握しておき、順位付けの希望がない都道府県については、学校と事務局間で申請・報告のワンストップ化を図っていただきたい。